

公益第 12 期

事業計画書

自 令和 7 年 (2025 年) 10 月 1 日
至 令和 8 年 (2026 年) 9 月 30 日

宮城県石巻市門脇町五丁目 1 番 1 号

公益社団法人 3.11 メモリアルネットワーク

<要旨>

東日本大震災発災からの15年経過により、これまで法人活動の基盤となっていた復興財源が大幅に減少する「伝承の崖」を迎える中、「災害から命が奪われない社会、再生に向かえる社会の実現」のため、震災伝承の持続可能なものとする必要があり、日本大震災の復興財源から全国の防災・減災のための財源へと、法人設立以来の大きな転換が求められている。

発災直後に石巻市で設立し、緊急支援の連携から震災支援の連携へと活動を移行してきた地域伝承推進部門では、前期にカムチャツカ地震での避難所対応、予約調整を含むみやぎ伝承館運営業務の受託、学校との防災リーダー研修などの新しい展開が見られ、岩手・宮城・福島を中心に民間伝承の連携・企画・育成に取り組んできた広域伝承連携部門では、震災伝承調査への資金支援や伝承拠点の運営サポート企画などが見られ、各部門の事業展開を進めてゆく。

広域伝承連携部門では、「地域づくり」、「被災支援の連携」および「3.11メモリアルネットワーク基金助成」により、東北全体の伝承の震災伝承の支えを広げ、価値の発信に努める。

岩手・宮城・福島の伝承団体への調査によれば「継続性の不安」を抱える団体は96%に増加しており、公的資金への期待が確認される一方で、「語り」を通じた参加者の防災行動変容が可視化されており、震災伝承の意義や価値を積極的に社会へ発信してゆく。

3.11メモリアルネットワークから引き継いだ広域メンバーは1,130名を超え、地域のNPOと、行政、研究機関などのアドバイザーとの関係性を活かし、3県の伝承活動の全体像調査、「語り」による効果の共有、学校防災教育の交流会やシンポジウムなどの企画を実現してゆく。熊本や能登などの被災地、南海トラフ地震想定地との交流により、東北被災地にとどまらず社会に向けて震災伝承の意義や価値を改めて発信し、発災15年以降も継続できる見込みの確保につなげてゆく。また、東北3県を中心として3.11メモリアルネットワーク基金助成や個別支援、新しい担い手が関わり続けられる伝承サポーター（仮）のプラットフォームを通じて広域の伝承活動を支え、人材育成を図る。

地域伝承推進部門は、「伝承・交流」、「安全・安心のまちづくり」、「防災教育」により震災伝承・防災学習を深める活動を推進する。プログラム参加者や石巻南浜津波復興祈念公園拠点来訪数の減少傾向が見られ始めており、「MEET門脇」を拠点として、子ども達への防災学習、顧客視点での企画提供、WEBサイト活用などにより来訪者への価値向上と被災者主体の伝承の活性化に努める。みやぎ東日本大震災津波伝承館展示運営の受託を受けて、復興祈念公園や周辺施設、伝承団体、地域の方々との連携により、「面」としての受入体制を整えることで市民主体の伝承体制構築および地域間交流を更に推進する。

また、地域の学校における防災リーダー講座や防災教育・行事の補助、地域住民の安全・安心のまちづくりにより未来の命を守る取り組みを継続する。

収益事業は、前期の収益事業変更届を受け、空撮や動画制作などのIT事業に加えて、公益事業と関連性の高いオンライン語り部や企業研修、伝承ツアー企画実施等の人材研修により収益性を高め、持続可能性向上に寄与する。

<各事業の計画>

公益目的事業Ⅰ： 防災・地域づくり事業

1 広域伝承連携部門

岩手、宮城、福島の沿岸被災地を中心に、東日本大震災後の伝承活動に関わる個人・団体・拠点施設等を地域や世代を超えてつないできた民間任意団体 3.11 メモリネットワークの活動を継続し、震災伝承、防災・減災活動の「連携、調整」「企画、評価」「人材の育成」に取り組むとともに、「3.11 メモリアルネットワーク基金」を通じて、活動を支援する。

地域づくりサポート

主に関連する定款条項：第4条（1）被害者の支援、（2）災害の防止、（4）地域社会の発展

対象：岩手、宮城、福島を中心とした全国の震災伝承の担い手

事業概要（災害で命が失われない社会の実現に向けた広域ネットワークサポート）

東北被災 3 県を中心とした震災伝承ネットワークを基盤に、多様な主体への関わりを広げ、震災伝承、防災・減災活動の「連携、調整」「企画、評価」「人材の育成」を推進する。

2025 年度以降の復興庁事業予算削減に関し、行政、議会、メディア等へ震災伝承の現状や意義を発信し、伝承・防災の取り組みを支える。また、広域的なつながりを活かした伝承拠点の運営サポートや大学生等の若い世代が対価を得ながら伝承に関わり続けるプラットフォームづくりに取り組み、命を守る伝承活動が継続可能な社会の実現を図る。

受益機会の公開

WEB サイト、パンフレット等により事業内容、伝承活動を通じた変化を公開するほか、震災を伝える活動の担い手が加盟制限なく参加できる連携体を通じて、より多くの受益者へサポートを継続するとともに、関係者への情報共有に努める。

事業の質を確保するための方策

東日本大震災の広域事例や過去の災害等の先例から学び、防災意識・行動の変容や震災伝承活動の意義について大学・防災専門機関との協働により可視化しながら事業を推進する。

期待される効果

- ・ 交流行事やメーリングリストによる関係者間の情報共有を通じた広域伝承連携メンバーの増加、行政・研究機関等による相互学習と協働体制の構築
- ・ 東北内外でのシンポジウム等の行事開催、コンテンツ制作・公開等による未災地・被災地間の連携推進、全国への災害教訓伝承を通じた防災・減災の波及
- ・ 伝承活動の実態調査・公開による東日本大震災伝承活動全体像の可視化、発信
- ・ 伝承活動による防災意識、行動変容の成果の発信、共有による継続的な活動基盤の整備
- ・ 交流会、視察等、学校教育現場での防災学習機会の提供

- ・ 若い世代の交流や雇用の促進等による伝承の担い手人材育成、伝承持続可能性の向上
- ・ 広域のつながりを活かした伝承拠点運営サポートにおける民間伝承活性化
- ・ 広報、メディア発信を通じた伝承活動の意義や成果の認知度向上
- ・ 「継続性の不安」を抱える伝承の担い手が、発災 15 年以降も継続できる見込みの確保
- ・ 対価を得て継続する大学生等の新しい担い手の増加、活躍し続けられる環境の整備
- ・ 災害で命が失われない社会、苦難を軽減し再生に向かえる社会の実現

財源：業務委託費、補助・助成金、寄付金等

主な資金の使途：業務担当人件費、旅費交通費、外注費、諸謝金、賃借料等

被災者支援の連携推進

主に関連する定款条項：第4条（1）被害者の支援、（2）災害の防止、（4）地域社会の発展
事業概要

災害の被災者支援に関わる活動主体（自治体、NPO、自治体等）の連携を促進し、石巻における連絡会の実績を活かしてNPOのコミュニティ支援や協働推進の環境の整備、要望に応じた個別支援を実施するほか、NPOに関わる行政の委員会への参画や、講演・資料提供等の発信等を継続する。また、能登半島地震や大規模自然災害想定地域と協力し、緊急支援から伝承・防災のステージに至る被災者支援の体制構築に貢献する。

事業の質を確保するための方策

支援団体が方針共有のために開かれた連絡会を運営してきた実績を活かし、被災地域の行政、他市町の間支援組織等と連携しながら、効果的な支援体制構築に貢献する。

財源：講演による収益、行政の委員謝金、寄付金等

主な資金の使途：業務担当人件費、旅費交通費、通信運搬費等

期待される効果

- ・ 東日本大震災発災直後からコミュニティ形成に関わる NPO 対応や連携事例の全国波及
- ・ 東日本大震災と能登半島地震等の被災地等のつながり形成、緊急支援期から伝承・防災のステージに至る地域との支えあいの提供と全国への防災力強化の発信

3.11 メモリアルネットワーク基金助成

主に関連する定款条項：第4条（1）（被害者の支援）、（2）（災害の防止）、（4）（地域社会の発展）

事業概要

東日本大震災の被災3県を中心に伝承・防災に取り組む団体の「連携、企画、育成」の活動を促進し、寄付者指定で募った寄付金「3.11 メモリアルネットワーク基金」を原資として公募型の助成を行う。

また、発災 15 年（2025 年度）を目途に途絶の可能性のある復興事業予算に関連して、命を守る伝承活動の持続可能性を高めるため、助成事業のあり方を検討しながら、東日本大震災被災地域を中心とした震災伝承活動に対して必要な支援を実施する。

受益機会の公開

WEB サイト等により、公募内容を公開し、また、助成対象者や内容を公表する。

事業の質を確保するための方策

当該助成の審査委員は、神戸、中越、東北における伝承・防災活動に精通した有識者が務め、専門家が適切に関与して選考を行う。

財源： 寄付者指定寄付金ほか

主な資金の使途： 助成金支払

2 地域伝承推進部門

東日本大震災発災直後に石巻地域で取り組んだ、NPOによる震災支援の連携の場づくりを、被災地域の変化と共に震災伝承の連携へと移行させ、これまで継続してきた震災伝承、防災減災の取り組みを発展させる。

2011年に始まった語り部やARアプリを活用した案内、MEET門脇やみやぎ東日本大震災津波伝承館等の震災伝承施設の運営などを通じて訪問者への伝承・交流を推進すると共に、市民主体の伝承体制構築推進、地元の学校の防災教育サポートに取り組む。

伝承・交流

主に関連する定款条項：第4条（1）被害者の支援、（2）災害の防止、（4）地域社会の発展および（5）教育

事業期間：令和6年（2024年）10月～令和7年（2025年）9月（継続）

対象：年間18,000名のプログラム体験者、13,000名の震災伝承スペース来訪、

事業概要（「語り部」などの体験プログラムの提供、および震災伝承スペースの運営）

東日本大震災の体験を伝える「語り部」、「津波伝承AR」アプリを活用した「防災まちあるき」、修学旅行や校外学習など学校向けの「語り部と歩く3.11」、石巻南浜津波復興祈念公園内の杜づくり体験や震災遺構門脇小学校、みやぎ東日本大震災津波伝承館の案内と組み合わせるなどした復興祈念公園や震災遺構周辺における体験型の震災学習プログラムなどを通じて、3.11の学びを未来へつなげ、災害から命を守るためのプログラムを提供する。

引き続き大川伝承の会の受付窓口を務めるほか、他伝承団体と連携・調整することで大規模な教育旅行を受け入れ、震災学習による交流を増大させる。

みやぎ東日本大震災伝承館展示運営業務を通じて、一人ひとりが「自らの生命は自ら守る行動」をとり、県内各地の震災伝承施設等に誘うゲートウェイ機能を果たせるよう震災の記憶と教訓を伝えるほか、「3.11でつながろう 未来のために動き出そう」をコンセプトに自法人で整備した伝承交流施設「March.11 Education & Exhibition Theater (MEET) 門脇」の運営を継続し、失敗も含めた教訓の展示、当事者主体の子ども向け漫画動画、地域住民や専門機関との協働による被災体験の聞き取り、可視化など、民間ならではの伝承コンテンツにより、地域や世代を超えて命を守るための防災学習を実践する。

岩手県の高田松原津波復興祈念公園や、福島県の復興祈念公園、原子力災害伝承館など、被災3県の震災関連施設で活動する地域団体や語り部との連携、研究機関からの助言や被災当事者による工夫により、意義や価値を深めながら震災伝承・交流を推進する。

受益機会の公開

「語り部」等の体験プログラムに関してはWEBサイトに概要と申込フォームを公開し、誰でも申し込める機会を提供している他、MEET門脇は週6日以上開館、南浜つなぐ館は無人対応で（年末年始以外）毎日開館し、誰でも来館可能な形で公開を継続する。

事業の質を確保するための方策

顧問の東北大学災害科学国際研究所教授から理事会などの機会に助言を得るほか、同研究所准教授、公益財団法人 ひょうご震災記念21世紀研究機構（人と防災未来センター）研究者等の助言を受けながら、事業を推進する。

期待される効果

- ・「語り部」、「防災まちあるき」、学校向け「語り部と歩く3.11」等の震災学習プログラムの5,500名への体験提供、大川伝承の会の受け入れ調整7,000名
- ・防災意識涵養のためのMEET門脇への来館9,000名、南浜つなぐ館への来館5,000名
- ・みやぎ東日本大震災津波伝承館来訪者の防災意識向上と県内伝承施設とのネットワーク化
- ・高校生ボランティアや大学生の伝承サポートによる次世代の主体的な担い手の参画機会創出
- ・地域、メディア等への社会発信（スポット広告換算効果4千万円以上）
- ・被災企業の商品や防災グッズ、伝承関係者の著作、震災を伝えるオリジナル商品などの普及による防災意識向上と、震災学習プログラム収益や物販収益による持続性向上

財源：物販収益、役務収益、行政委託、補助・助成金および寄付金

主な資金の用途：業務担当人件費、伝承スペース減価償却費、消耗品費、語り部への謝金等

安全・安心のまちづくり

主に関連する定款条項：第4条（1）被害者の支援、（2）災害の防止、（4）地域社会の発展および（5）教育

対象：震災伝承関連団体を通じた石巻市民、地域住民や避難訓練等参加者50名、

アプリ総ダウンロード2,000件など

事業概要：（市民主体での被災の実情と教訓が後世に伝承される体制構築）

石巻市の復興プロジェクト「市民主体での被災の実情と教訓が後世に伝承される体制構築」を支援し、市民が主体となった震災伝承活動の支援や市民参加による震災伝承プログラムの開催を促すと共に「第3期復興・創生期間」にも成果が地域に引き継がれるように調整を行う。

かどのわき町内会や、大川小学校で伝承活動に取り組む大川伝承の会、石巻南浜津波復興祈念公園参加型運営協議会、宮城県内の語り部団体等と協働し、伝承に取り組む市民の力を活かし、復興基本方針に掲げられた“「逃げる」ことを前提とした地域づくり”や、災害対策基本法で住民の責務とされた「過去の災害から得られた教訓の伝承」の協働体制の実現に取り組む。

また、自法人にて開発した「津波伝承ARアプリ」を活用した防災・減災促進と賑わい創出、避難サインの確認などの地域の災害対応力強化に取り組むほか、石巻市総合防災訓練への周辺地域や関係団体、学校の参画促進などの取り組みを推進する。

受益機会の公開

事業内容をWEBサイトに公開するほか、「津波伝承AR」アプリは、スマートフォン・タブレット端末の所有者が誰でもダウンロードできるよう無償公開を継続する。また、市総合防災訓練や復興祈念公園の来訪者避難訓練などへ広く参画機会を設ける。

事業の質を確保するための方策

顧問の東北大学災害科学国際研究所教授から理事会などの機会での助言を得るほか、同研究所准教授、公益財団法人 ひょうご震災記念21世紀研究機構（人と防災未来センター）研究者、石巻南浜津波復興祈念公園参加型運営協議会の行政、有識者のアドバイザーなどからの助言を受けながら、事業を推進する。

期待される効果

- ・震災伝承関連団体や地元町内会などによる参加型協議会等を通じた協働事業具現化
- ・住民主体の伝承活動による、震災の総合的な理解を深める場としての認知度向上
- ・語り部等の主体的な参画による継続的な活用を見据えた質の高い伝承プログラムの構築
- ・震災で失われた街の暮らしや記憶、避難時の教訓・地域の支え合い等を、地域住民の参画を得て後世への伝承を見据えた形で再構築
- ・災害で命が失われない社会の実現に向けた主体的な取組の蓄積
- ・「第3期復興・創生期間」の市民主体による伝承活動の継続性向上
- ・防災教育に資する「津波伝承AR」アプリの総ダウンロード数 2,500件
- ・地域住民との石巻市防災訓練への参加、石巻南浜津波復興祈念公園と周辺伝承施設運営者と協働した来訪者避難訓練の開催 1回など

石巻市総合防災訓練、町内会炊き出し訓練など追記

財源：行政および業務委託費、寄付金等

主な資金の使途：通信費、外注費等

学校の防災教育

主に関連する定款条項：第4条（2）災害の防止、および（5）教育

対象：石巻市以内の小中学校、防災サポーター講座受講予定中学生30名など

事業概要

コミュニティ・スクールで関わる石巻中学校での防災リーダー育成講座開催や、東北被災地の学校にてeコマップ等を活用した復興・防災マップ作成支援や、MEET門脇での校外学習対応、学生ボランティアを受け入れ等により、3.11の教訓を若い世代に継承する。

事業の質を確保するための方策

防災士資格及び宮城県防災指導員資格を有するスタッフほか、国立研究開発法人防災科学研究所から専門的なアドバイス、コミュニティ・スクール運営委員の助言を受けながら学校における防災教育事業を推進する。

児童・生徒らが自ら考え行動する防災教育を目指し、石巻市防災士協議会等多様な取り組みと連携し、「自助」「共助」の促進・啓発を図る。

期待される効果

- ・石巻中学生への防災リーダー講座による石巻市総合防災訓練における避難所運営への参画
- ・石巻市内の学校における復興・防災マップ作成や防災行事サポートによる防災教育の推進
- ・MEET門脇等での校外学習対応による市内学校の伝承施設活用機会の増加

財源：民間からの業務委託費、謝金、寄付金等

主な資金の使途：業務担当人件費、旅費交通費、印刷費等

収益事業： 人材研修・IT 事業

前期の収益事業変更届を受け、アプリやドローンによる空撮、映像編集等、ICT を活用したコンテンツ制作に加えて、公益事業と関連性の高いオンライン語り部や企業研修、伝承ツアー企画実施等の人材研修により収益性を高め、持続可能性向上に寄与する。

人材研修・IT 事業

対象：防災研修や危機管理やマインドセット等の被災地研修に関心のある企業

事業概要（人材研修および ICT を活用したコンテンツ制作）

オンライン語り部、企業人材研修の受け入れや被災地ツアー企画実施、ドローンによる空撮、動画撮影・制作等を継続し、収益性を高める。

期待される効果

- ・ 教員対象被災地研修による全国の学校での防災教育向上と収益性の確保
- ・ オンライン語り部、危機管理等企業研修による教訓伝承と収益性の両立
- ・ 震災を伝える ICT 活用手法のモデル性の伝達、普及
- ・ 東日本大震災の伝承による防災意識の涵養と連携地域との交流促進
- ・

財源：行政、民間からの業務委託費、役務収益

主な資金の用途：給与、旅費交通費、消耗品費、燃料費等

管理

広域伝承推進部門と地域伝承推進部門の 2 つの部門の運営委員会を継続し、理事は引き続き無報酬で公益法人として透明性の高い組織運営に努める。

法人運営

発災 15 年の復興財源枯渇により、法人全体の資金源の大幅な変更が求められる中、岩手・宮城・福島を中心とした民間の伝承主体の連携を広げる広域伝承推進部門と、発災直後より取り組んできた語り部や伝承施設運営による伝承活動を深める地域伝承連携部門により、事業を継続する。法人としては年 4 回予定の通常理事会にて事業計画、事業予算、各規約案の修正等を審議し、 定時総会において事業報告・決算承認を承認する。

平成 27(2015)年 7 月 1 日に公益認定された法人として、法令および公益認定等ガイドラインに沿って透明性の高い法人運営を継続し、令和 4(2022)年 1 月に更新した税額控除資格を活用し、今後の活動継続へのマンスリーサポーターを募るほか、伝承活動を支える寄付者指定寄付金（各基金）への募集を呼びかけ、当法人だけでなく東北沿岸部全域で、将来にわたって民間伝承活動が持続可能なものとなるよう基盤を整備する。

財源：会費、寄付金

主な資金の用途：官報掲載広報費、税理士支払報酬等